

議案第96号

大田原市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

大田原市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例（昭和32年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

選挙区名	選挙すべき委員の定数
第1選挙区	5人
第2選挙区	6人
第3選挙区	4人
第4選挙区	5人
第5選挙区	7人
計	27人

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後最初に行われる大田原市農業委員会の選挙による委員の一般選挙から適用する。